

1 改正の理由、目的

条例の施行から13年以上が経過し、その間における社会情勢の変化により、携帯端末等による巧妙な盗撮事案や電子メールの連続送信による嫌がらせなど、迷惑行為の手段・方法が多様化している一方、旧条例では、他人のスカートの下に盗撮目的でカメラを差し出す行為や相手から拒まれているのに電子メールを連続送信するなどの迷惑行為は規制されていませんでした。

これらの迷惑行為に適切に対処し、県民生活の安全と平穏を確保するため、卑わいな行為やつきまとい行為等の禁止に関する規定を見直すとともに、罰則の引上げ等所要の改正を行ったものです。

2 改正内容

(1) 卑わいな行為の禁止規定の一部改正

「卑わいな行為の禁止（第8条）」の「盗撮禁止規定（第3号）」に、着衣で覆われている他人の下着等を撮影する目的で当該下着等が撮影できる位置に写真機等を差し出す行為を禁止する条文を加えました。

具体例を挙げますと、商業施設等の公共の場所や列車・バス等の公共の乗物内において、盗撮する目的でスマートフォン等を女性のスカートの下（下着等が写る位置）に差し出すことなどをいいます。

旧条例	改正条例
(8条3号) 着衣で覆われている他人の下着等を撮影し、又は写真機等を使用して着衣で覆われている他人の身体を透視する方法により、裸体（その一部を含む。）の映像を見、若しくは撮影すること。	(8条3号) 着衣で覆われている他人の下着等を撮影し、 <u>若しくは撮影する目的で当該下着等が撮影できる位置に写真機等を差し出し</u> 、又は写真機等を使用して着衣で覆われている他人の身体を透視する方法により、裸体（その一部を含む。）の映像を見、若しくは撮影すること。

(2) つきまとい行為等の禁止規定及び電話等による嫌がらせ行為の禁止規定の一部改正

「つきまとい行為等の禁止（第9条）」と「電話等による嫌がらせ行為の禁止（第10条）」を統合し、特定の者に対して行われる著しい迷惑行為を、ストーカー規制法に倣って、つきまとい・義務のないことの要求・連続メールなど8種類の行為に類型化して、規制する行為を整理・拡大したものです。

旧条例	改正条例
(9条) 追従、待ち伏せ又は住居、勤務場所若しくは学校の訪問を反復して行い、かつ、威迫して面談その他義務のないことを行うよう要求してはならない。 (10条) 何人も、みだりに、特定の者に対し、反復して、電話又は文書により、虚偽の事項若しくは卑わいな事項を告げ、若しくは威迫し、又は無言の電話をかけてはならない。	(9条) 何人も、みだりに、特定の者に対し、次の行為を反復して行ってはならない。ただし1号から5号の行為は、身体の安全、住居等の平穏、名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせる方法により行われる場合に限る。 ①つきまとい・待ち伏せ・立ち塞がり・住居等の見張り・押し掛け②行動監視の告知③面会等義務なきことの要求④粗野又は乱暴な言動⑤虚偽の事項の告知⑥無言電話・連続電話(FAX)・連続メール⑦汚物等の送付⑧性的羞恥心を害する事項の告知

(3) 罰則の強化

改正条文に係る罰則を、全国の条例の罰則と同じ水準に引き上げました。

旧条例		改正条例	
(8条)卑わいな行為	単純	(8条)卑わいな行為	単純
(9条)つきまとい行為等	30万円以下	(9条)つきまとい行為等	6月以下50万円以下
(10条)電話による嫌がらせ行為	常習 6月以下50万円以下		常習 1年以下100万円以下

3 施行期日

平成26年7月1日から施行されます。